令和７年度
地域密着型サービス等事業所集団指導

＜共通事項＞

＜指導監督について＞

長野市高齢者活躍支援課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

【共通事項目次】

事業所の各種届出について　・・・・・・・・・・・・・・・・　P2

新規指定、指定更新について　・・・・・・・・・・・・・・・　P7

指定申請等に係る審査手数料徴収について　・・・・・・・・・　P8

運営推進会議、介護・医療連携推進会議について　・・・・・　P10

地域密着型サービス等の市町村域を越えた利用について
みなし指定について　・・　P12

業務管理体制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P13

第三者評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P14

事故報告、感染症の報告について　・・・・・・・・・・・・・　P16

高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止について　・・・・・・・・　P20

要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務付けについて　・・　P23

＜指導監督について＞

・福祉監査室資料

＜参考資料＞

・【別紙１】ケアプランデータ連携システムについて
・【別紙２】長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

事業所の各種届出について

介護保険事業者として、届出が必要な事項の概要は以下のとおりです。

１　指定内容に変更があった	変更後 10 日以内に 変更届と添付書類一式　を提出 （注：事業所の移転や改築で専用区画等を変更する場合は着手前に相談してください）
２　事業を廃止・休止する	廃止・休止の 1 か月前までに 廃止・休止届　を提出 （利用者の処遇について留意すること）
３　休止した事業を再開した	再開後 10 日以内に再開届出書を提出 （注：基準等の確認のため、事前に相談してください）
４　介護給付費算定の体制を変更する（加算の取得・変更、取下げ）	加算の取得・変更の場合⇒事前に 加算を取下げる場合⇒速やかに 介護給付費算定に係る届出書等を提出

介護保険制度は更新や新しい解釈が出ることの多い制度です。様式や書式等の使用にあたっては変更が生じる可能性があるため、その都度ホームページで確認し、作成していただくようお願いいたします。

1　指定内容の変更

①変更届の提出が必要な内容

【法人関係】

※法人に係る変更については、法人ごとに一部提出いただき、別途事業所の一覧表（事業所番号、事業所名、サービス種類、所在地を記載したもの）を添付してください

申請者の名称・所在地
代表者の変更（氏名、生年月日、住所及び役職）
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る）

【事業所関係】

事業所の名称・所在地
事業所の構造概要、平面図、設備の概要、専用区画等（注：着手前に要相談）
管理者の変更（氏名、生年月日及び住所）
運営規程 （ア）従業者の職種、員数及び職務の内容 （イ）営業日、営業時間及びサービス提供時間 （ウ）利用定員、単位 （エ）利用料金 （オ）その他事項
【小多機、グループホーム、密着特定、密着特養、看多機】 協力医療機関（名称、診療科目、契約の内容等）
【小多機、グループホーム、看多機】 介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制の概要
【小多機、密着特養、看多機】 介護支援専門員の変更（氏名及び登録番号）
【グループホーム、密着特定】 計画作成担当者（介護支援専門員）の変更（氏名及び登録番号）
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地
【密着特養（サテライト型居住施設の場合）】 本体施設の概要（移動経路、方法及び移動時間）
【密着特養】 併設する施設の概要

②提出書類

・「別紙様式第二号（四）変更届出書」

・添付書類（指定内容の変更に係る添付書類一覧に記載しています）

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報
＞介護保険に関する申請・届出＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業
＞居宅介護支援・地域密着型サービス等の指定内容の変更

＜注意点＞
・資格証等について、記載の氏名が現在の氏名と異なる場合は、変更が確認できる公的な証明書（写し可）を添付してください
・総合事業については様式が違うため、別に届出が必要になります

③提出期限

・変更があった日から10日以内
※特別な事情があって届出が遅れてしまった場合以外は、遅延理由書（開設者の所在地及び名称、日付、遅延理由を記載）を添付してください

2　事業の廃止・休止

① 提出書類

・「別紙様式第二号（三）廃止・休止届出書」
※廃止・休止の届出にあたっては利用者の処遇に問題がないようご留意ください

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報
＞介護保険に関する申請・届出＞介護保険サービス事業の廃止・休止、再開

②提出期限

・廃止もしくは休止する日の１か月前まで

3　休止した事業を再開する

① 提出書類

・「別紙様式第二号（五）再開届出書」
・「勤務形態一覧表」（再開日が属する月のもの）
・「介護給付費算定に係る体制等に係る届出書」

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報
＞介護保険に関する申請・届出＞介護保険サービス事業の廃止・休止、再開

②提出期限

・再開した日から10日以内（注：基準等の確認のため、事前にご相談ください）

4　介護給付費算定の体制を変更する（加算の取得・変更、加算を取下げ）

①提出が必要な内容

・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目の変更
（ア）各種加算の算定を開始・終了する場合
（イ）人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合
（ウ）介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合

②提出書類

・「介護給付費算定に係る体制に関する届出書（別紙３－２）」
・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３－2）」
・サービス種類ごとの当該加算に係る添付書類

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報
＞介護保険に関する申請・届出＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業
＞居宅介護支援、地域密着型サービス等事業の介護給付費算定に係る届出

＜注意＞
・体制等状況一覧表については、変更しない項目も含めて届出内容全てにチェックをしてください。なお、変更箇所はマーカー等で着色するなど、変更内容が分かるようにしてください
・地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの事業が一体的に行われている場合は、一部の届出書で提出可能です
・総合事業については様式が違うため、別に届出が必要になります

③提出期限

・加算の算定を開始する場合

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	15日以前に届出 →翌月から算定開始 16日以降に届出 →翌々月から算定開始
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出が受理された月の翌月から算定開始 （ただし届出受理日が月の初日である場合は、その月から算定開始）

・その他（加算の取り下げ、人員欠如による減算等）

→判明した時点で速やかに（事実発生日から算定体制が変更になります）

④新たに介護職員等処遇改善加算等を算定する

・当該事業年度において、初めて加算を受けようとする月の前々月の末日までに計画書等の提出が必要となります

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照

ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報＞介護報酬・介護職員処遇改善関連＞介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算＞介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）

新規指定、指定更新について

1　新規指定について

①基盤整備選考会

・基盤整備選考会における選考が必要なサービスがあります

選考が必要なサービス	選考が必要ないサービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 ※選考がない場合においても、指定にあたっては、事前にご相談ください

②指定日

・（原則として）８月１日、12月１日、（翌年度）４月１日

③指定申請書類の提出期限

・指定日の2か月前まで

④指定申請書類

・「別紙様式第二号（一）指定申請書」

・サービス種類ごとの当該指定申請に係る添付書類

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報＞介護保険に関する申請・届出＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業の新規指定申請

⑤地域密着型サービス等運営委員会について

・地域密着型サービス等の指定申請・指定更新にあたっては、介護保険法第78条の２第７項及び第 115条の12第５項において、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう定められています

・長野市では、地域密着型サービス等の指定申請・指定更新の際に、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づく「長野市地域密着型サービス等運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）」を年３回（原則として７月、11月、３月）開催して、運営に関する事項について調査及び審議を行います。運営委員会での意見は、

介護保険の被保険者その他の関係者の参考意見として指定事業者にお伝えしますので、その意見を事業に反映するよう努めてください

２　指定更新について

指定事業者は６年ごとに指定更新の手続きを行う必要があり、有効期間満了日を迎える事業所には高齢者活躍支援課から通知を郵送しています

① 提出書類等

・「別紙様式第二号（二）指定更新申請書」
・サービス種類ごとの当該指定更新申請に係る添付書類
※運営委員会の開催時期に合わせて指定更新手続きを行うため、必要書類、提出期限等については通知の内容を確認してください

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照 ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報 ＞介護保険に関する申請・届出＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業 ＞居宅介護支援・地域密着型サービス等事業の指定更新申請

②予防サービス等の指定有効期限の取扱いについて

・地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス等について、それぞれの指定有効期限満了日が異なる場合、予防サービス等の指定有効期限の一部を放棄し、介護サービスと同日付けで指定更新を行うことで、指定有効期限を合わせることができます
・本取扱いを実施する場合は、指定更新の際に高齢者活躍支援課から郵送される「指定有効期限満了日に係る承諾書」を提出してください

指定申請等に係る審査手数料徴収について

１　手数料徴収の概要

・長野市では介護保険サービス事業者、長野市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）更新の申請に対する審査について、地方自治法第 227条に基づく応益負担の観点から手数料徴収を行っています（長野市手数料条例別表第４の１）

２　納付方法

・申請書類一式を受付後、納付書をお送りします
・納付書に記載された納付期限までに納付してください

＜注意点＞
- 申請書類の提出をもって手数料が発生します。申請の取り下げや基準を満たしていない等の理由で指定されない場合であっても手数料が掛かります
- 総合事業の基準緩和サービスについては手数料を徴収しません
- 同一の事業所において一体的に行う事業で指定予定日又は指定更新予定日が同日の申請を行う場合、納付する手数料はいずれか多い額のみとなります

３　手数料の額

サービス種類	新規指定	指定更新
居宅サービス・介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者の指定申請	20,000円	10,000円
施設サービス事業者の指定申請等	30,000円	15,000円
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請	20,000円	10,000円
総合事業第１号事業者（相当サービス）の指定申請	20,000円	10,000円

同一の事業所において一体的に行う事業
訪問介護　介護予防訪問介護相当サービス
訪問入浴介護　介護予防訪問入浴介護
訪問看護　介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション　介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導　介護予防居宅療養管理指導
通所介護（地域密着型を含む）　介護予防通所介護相当サービス
通所リハビリテーション　介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護　介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護　介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護　介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与　介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売　特定介護予防福祉用具販売
認知症対応型通所介護　介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護　介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護　介護予防認知症対応型共同生活介護

運営推進会議、介護・医療連携推進会議について

１　運営推進会議とは

地域密着型サービス等事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とするものです

２　介護・医療連携推進会議とは

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的とするものです

※運営推進会議、介護・医療連携推進会議は、以下「会議」といいます

３　会議の構成委員について

・地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます
・地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます

４　議題、内容について

特に定めているものではありませんが、以下のような事項が考えられます

- 活動状況の報告
- 運営状況、サービス提供状況、職員の研修、資質向上のための取組み状況、
- 人員体制や人事異動に関して、行事やイベント、苦情・事故・ヒヤリハット等
- 非常災害対策について
- 会議出席者から活動状況への評価
- 委員からの質問、意見等

５　記録について

事業者は、会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません

６　開催回数について

（介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上

７　会議の合同開催について

会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次の条件を満たす場合においては、複数の事業所の会議を合同で開催して差し支えません

- 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること（ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせてこの限りでない場合があります）
- 合同で開催する回数が、１年度に開催すべき回数の半数を超えないこと（地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護は除きます）
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が運営推進会議又は介護・医療連携推進会議で外部評価を行う場合は単独で開催すること

地域密着型サービス等の市町村域を越えた利用について

１　地域密着型サービス等の利用対象者の原則

・地域密着型サービス等は、要介護者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、市町村内の支援ニーズに応じて提供されるサービスであり、市町村が事業所を指定します

・市町村の被保険者は、その市町村内の地域密着型サービス等を利用することを原則としています。このため、長野市外の被保険者が長野市の地域密着型サービス等を利用することを認めていません（住所地特例のケースは除きます）

２　例外的取扱いについて

例外として以下のようなケースでは十分に審議し検討する必要がありますので、利用を検討している市町村と併せてあらかじめ長野市にも相談するようにしてください

・利用可能なサービス事業所が隣接市町村にしかない

・市内の事業所の定員に空きがない

・市町村境に事業所が所在している

みなし指定について

１　みなし指定とは

地域密着型サービス等への移行（平成28年4月1日）以前から、所在する市町村以外の被保険者の契約がある事業所に関しては、当該利用者が引き続きサービスが利用できるよう、当該被保険者の保険者である市町村の指定を受けたものとみなされます（「みなし指定」といいます）

＜注意点＞

・みなし指定は当該利用者のみについて効力が及ぶものであるため、当該利用者が利用を終了した場合は、みなし指定の効力も失効します（廃止届の提出が必要です）

２　みなし指定の指定更新手続きについて

・みなし指定の有効期間（長野市の指定有効期間）満了後も引き続き長野市外の被保険者にサービスを提供する場合は、改めて当該他の市町村の指定更新を受ける必要があります

・みなし指定の有効期間の満了前に、当該他の市町村に指定更新の手続方法等を忘れずに確認するようにしてください

業務管理体制について

１　業務管理体制とは

介護保険法第 115条の32により、介護サービス事業者の不正事案の再発防止と事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています

２　業務管理体制の整備

①整備内容について

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下、「事業所等」といいます）の数（サービス種別ごとの合計数）に応じて、下記のとおり定められています

	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行監査
事業所等の数が20未満	必要		
20以上100未満	必要	必要	
100以上	必要	必要	必要

②事業所等の数について

事業所等の数とは、指定又は許可を受けている事業所の数をいいます

- 休止中の事業所、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業所は数に含みます
- 介護予防・日常生活支援総合事業、サテライト事業所及びみなし事業所（健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）は除きます

３　届出について

①届出が必要な内容

- 新規に業務管理体制を整備した（例：初めて介護保険サービス事業を開始した）
- 業務管理体制を届け出た後、事業所の指定や廃止により、届出先区分の変更が生じた（ex：市町村→県、県→地方厚生局への変更）　※両者に届出が必要です
- 届出事項に変更があった

事業者の名称、法人の種別、主たる事業所の所在地及び連絡先
代表者の氏名、生年月日、住所及び役職
事業所の名称及び所在地
法令遵守責任者の氏名及び生年月日
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要等
業務執行の状況の監査の方法の概要等

②届出が不要な内容

・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

③業務管理体制の届出の区分と届出先

区分	届出先
⑴ 事業所等が３以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
⑵ 事業所等が２以上の都道府県の区域に所在し、かつ、２以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
⑶ 全ての事業所等が１の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
⑷ 全ての事業所等が１の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑸ 全ての事業所等が１の中核市の区域に所在する事業者	中核市の長（長野市）
⑹ 地域密着型サービス等のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

④長野市の届出様式について

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報＞介護保険に関する申請・届出＞業務管理体制について

※届出先が長野県等の場合は届出先のホームページをご確認ください

⑤長野市の届出先

長野市役所第二庁舎１階　高齢者活躍支援課　介護施設担当

第三者評価について

１　第三者評価の実施状況の説明について

事業者はサービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況（「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」）等の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し説明する必要があります

２　福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です

３　第三者評価受審の目的

“利用者本位の福祉サービスの提供”を図ることです

（個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、また評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること）

４　第三者評価受審のメリット

利用者にとってのメリット	事業者にとってのメリット
・福祉サービスの質が向上します ・適切なサービス選択ができるようになります	・利用者の意向がわかります ・改善の余地のある点が分かり、サービス改善への気づきが得られます ・事務所のアピールポイントが分かります ・評価結果の公表により、特徴等をアピールできます

５　長野県福祉サービス第三者評価機関について

長野県が認証している評価機関

評価機関名	所在地	電話番号
（NPO）環境・福祉事業評価センター	長野市南高田2−5−16	080-3935-3336
一般社団法人ピュア	佐久市三河田71−1	090-8329-1020
一般社団法人しなの福祉教育総研	上田市上田180−6	0268-29-6088

６　第三者評価に関する情報

・ワムネット（http://www.wam.go.jp）

・長野県公式ホームページ

（http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/daisansha/index.html）

事故報告、感染症の報告について

1　報告対象

①死亡又は医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合

・サービス提供中に、利用者が死亡又は医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む）

「何らかの治療」とは

・医師の指示に基づく経過観察、保存療法も含みます

対象とならない場合

・利用者が乗車していない送迎用の車での交通事故

・既往症や急な体調の変化での救急対応、緊急受診等、適切な処置を行った場合（ただし、利用者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じてトラブルになる可能性がある時は報告して下さい）

②食中毒及び感染症

次に挙げる食中毒、感染症等の発生が認められた場合

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるものを除く）、１・２・３類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬が発生した場合

・同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

・同一の感染症の患者又は同一の感染症若しくは食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるもの。）が疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

＜注意点＞

・インフルエンザ及び新型コロナウイルスも感染症ですので、報告対象となります

・保健所健康課　感染症担当へ別途FAX（026-226-9982）で報告が必要です

・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

③捜索依頼

利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合

＜注意点＞
- 警察や消防等に捜索の依頼をしていない場合は事故報告の対象外とします
- 捜索依頼をしなかった場合でも、利用者発見後、医療機関を受診し「何らかの治療」が必要となった場合は事故報告の対象となります

④その他

その他の事故により、利用者の家族等から苦情が出ている場合

２　事故発生時の対応例について

＜介護サービス提供中に事故が発生＞
- ⇒　看護職員等の判断を仰ぐ
- ⇒　主治医又は協力医療機関、利用者の家族等へ連絡
- ⇒　医療機関を受診し、受診結果を確認
- ⇒　長野市へ第一報の連絡（電子メール（電子メールでの対応が困難な場合に限り、電話での報告可）による）
- ⇒　概ね２週間以内に、最終報告として「事故報告書」を提出

３　事故報告の内容

①第一報（電子メール：長野市役所高齢者活躍支援課（kourei@city.nagano.lg.jp））

- 事故報告書の１から６までの項目について可能な限り記載すること

※ 電子メールの表題は「【事故第一報】事業所名」とすること

※ 遅くとも５日以内を目安に報告すること

②最終報告

第一報から概ね２週間以内に、以下の書類を高齢者活躍支援課へ提出してください
- 事故報告書

＜注意点＞
- “概ね２週間以内”としていますが、対応や経過が長引く場合はこの限りではありません
- 最終報告は、持参、郵送、または電子メールにて提出してください。

※ 郵送の場合は、封筒に「事故最終報告書在中」と添え書きすること。

※ 電子メールの場合は、表題を「【事故最終報告】事業所名」とすること

4　利用者家族等への説明について

- 事故発生時に連絡を入れるだけではなく、併せて事故の原因や再発防止策を伝え、十分な説明を行うようにしてください
- 事故報告書は利用者、家族に積極的に開示し、求めに応じて交付してください
- 家族とより良い信頼関係を築くためには、日頃から定期的に利用者の状況を発信し情報共有することや、利用者本位の生活を重視することに伴うリスクについて話し合っておくことが重要です
- 家族への説明不足や初動対応の遅れ等からトラブルに発展するケースが増加しています。事故発生時の対応手順など、改めて確認するとともに、誠実な対応を心がけてください

5　事故報告集計

①　長野市の介護保険サービス事業全体の事故報告の推移

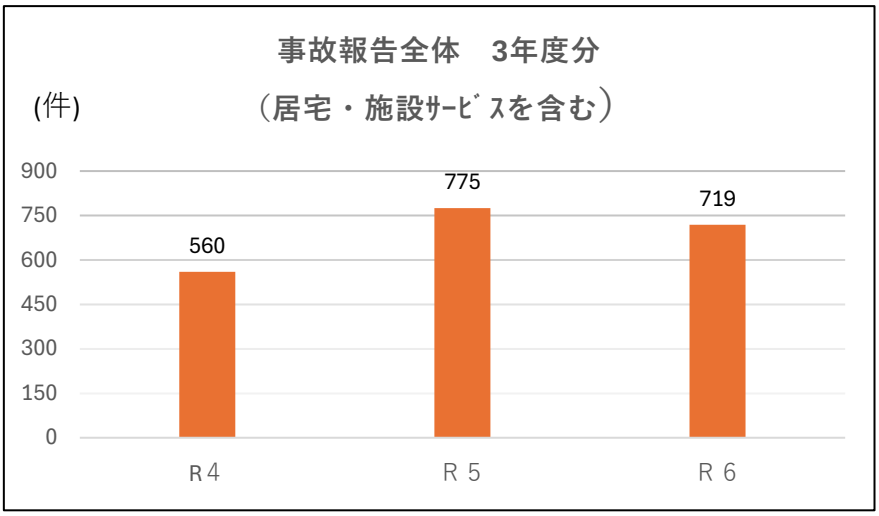

②事故の種類別内訳

事故の種類	R4	R５	R６
転倒	361（1）	503（2）	418（1）
転落	68（1）	80（2）	95（1）
誤嚥・窒息	11（4）	17（6）	12（3）
異食	3	1	0
誤薬・投薬もれ等	2	3	2
医療処置関連（チューブ抜去等）	5	3（1）	1（1）
食中毒	0	0	0
感染症	2	37（7）	48
捜索	9	7	7
不明	59	49（1）	29（1）
その他	40（2）	75	107（1）

※うち死亡件数（括弧内）

☝ 長野市の事故報告全体の特徴として

☑ 令和６年度の事故報告を見ると、前年より転落、感染症の報告件数が増加しています
☑ 令和６年度の転倒による事故報告は418件（全体の約58%）

③長野市の地域密着型サービス等の事故報告の推移（予防含む。）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑤ 認知症対応型共同生活介護
② 地域密着型通所介護	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
③ 認知症対応型通所介護	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
④ 小規模多機能型居宅介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

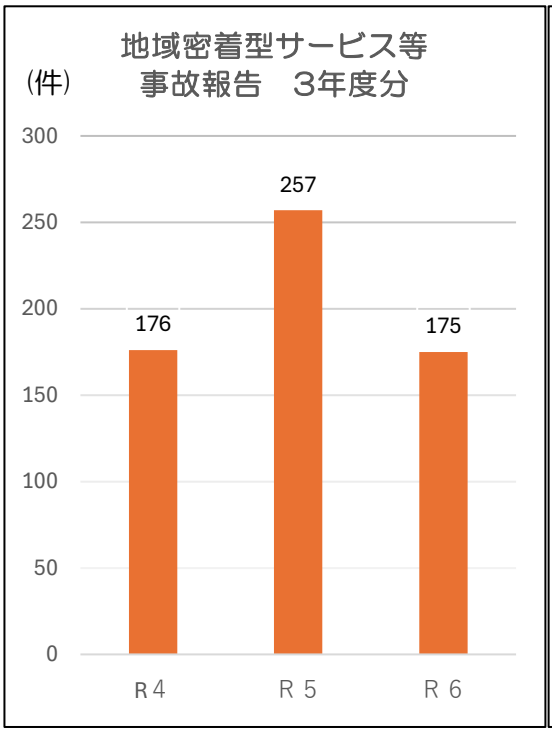

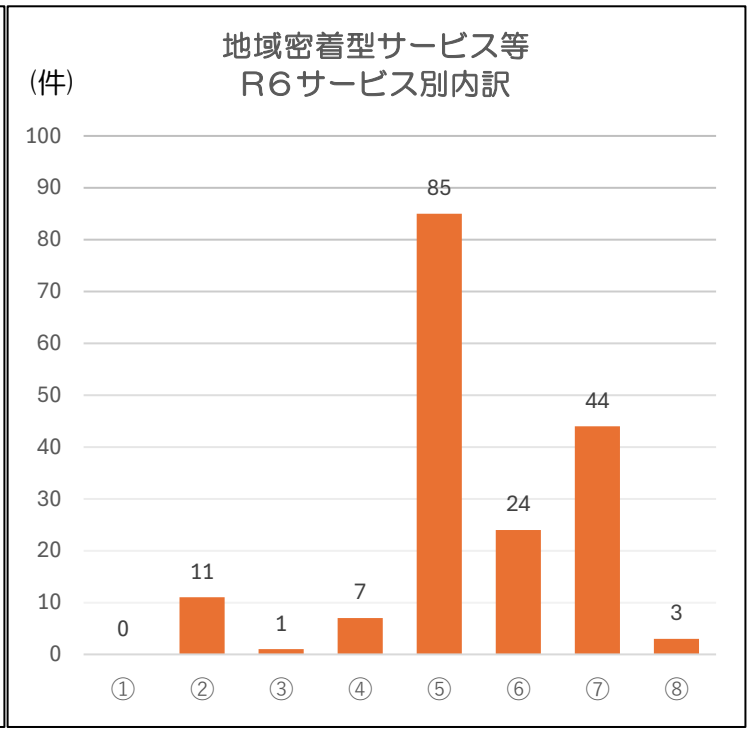

☝ 長野市の地域密着型サービス等の事故報告の特徴として

☑ 令和６年度の事故報告を見ると、令和４、５年度より事故件数が減少しています
☑ サービス別に見ると、認知症対応型共同生活介護（予防含む。）での事故報告が約48%を占めています

６　事故の再発防止について

・主観や憶測は排し、客観的な事実を把握するために、全ての関係者に事実確認をしてください
・再発防止策を効果的なものとするには、組織全体で事故再発防止の仕組みを作りあげ、取り組むことが重要です。同じ事故を繰り返すことがないように努めてください

・ヒヤリハットを職員間で共有することは、事故を未然に防ぐ気付きを増やすことに繋がります。気軽に出せる方法や雰囲気を作っておきましょう

高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止について

1　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について

①養介護施設、事業所の責務（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下法とする）第20条）

・研修の実施
・利用者及び家族からの苦情処理体制を整備
・高齢者虐待防止のための措置を講ずる

②早期発見についての義務（法第５条）

・養介護施設従業者等は高齢者虐待を発見しやすい立場である

③通報義務（法第21条）

・養介護施設従業者等は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない

・通報を行うことは守秘義務には妨げられない（虚偽や過失によるものを除く）（法第21条第６項）
・通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は禁止（虚偽や過失によるものを除く）（法第21条第７項）

2　市町村・県等行政の対応

①窓口の設置・周知（市町村）

・高齢者虐待に関する通報や相談、届出を受付、その後の対応に結びつける窓口の設置（法第18条、第21条第５項）
＜連絡先＞高齢者活躍支援課　０２６－２２４－５０９４

②養介護施設従事者等による虐待通報を受けた後の対応

市町村	県
・高齢者の安全確認、緊急性の判断 ・通報等の内容の事実確認、訪問調査 ・ケース会議の開催 ・介護保険法上の権限行使（報告徴収・立ち入り検査、事業者監督） ・県への報告	・老人福祉法、介護保険法による権限の適切な行使 ・必要に応じて広域調整 ・虐待の状況等の公表（毎年度）

3　身体拘束の禁止

介護保険施設等において利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止

＜身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

①緊急やむを得ない場合とは

・以下の３要件全てを満たすことが条件

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

②身体拘束を行う際の注意事項

- 緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員またはチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする
- 身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要
- 常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する
- 身体拘束の様態、時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要

③身体拘束廃止未実施減算について

事業所、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び必要な措置を講じていない場合に減算されるもの

＜必要な措置とは＞

（ア）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない

（イ）身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない

（ウ）身体的拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）を実施していない

＜対象となる地域密着型介護保険サービス＞

- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

4　高齢者虐待、不適切なケアが起きたらどうするか

⇒速やかな初期対応を図る。

＜具体的には＞

- 利用者の安全確保
- 事実確認（正確な事実確認、情報を隠さない）
- 組織的な情報共有と対策の検討
- 本人、家族への説明や謝罪、関係機関への連絡
  （虐待（疑い）は施設所在地の市町村に必ず報告する）
- 原因分析と再発防止の取り組み

要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務付けについて

１　水防法・土砂災害防止法の改正

・「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年６月19日に改正されました

２　義務付けられた項目

・避難確保計画の作成
・避難確保計画の市への提出
・避難訓練の実施（実施報告書の市への提出）

３　避難確保計画の作成・提出にあたっての注意点

・「警戒レベル３」が高齢者等の要配慮者が避難するレベルに該当します
・避難確保計画上の警戒態勢確立の判断時期について、水害エリアに関しては該当する河川及び水位計の水位到達数値が適切に想定される必要があります
・建物の高さと最大浸水高を適切に把握してください。高層階の建物であっても水害時の最大浸水高より低い場合は、他所の避難場所を確保、避難方法の確立が必要です

４　計画作成の義務がある施設

・浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内に事業所がある場合は、計画作成の義務があります。「要配慮者利用施設一覧」を確認し、該当かつ市へ未届けの施設は、計画を早急に作成し、高齢者活躍支援課へ提出してください

①市ホームページ、要配慮者利用施設掲載の掲載場所

提出書類は長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）参照
ホーム＞MENU＞防災・安全＞防災＞防災対策
＞要配慮者利用施設の避難確保計画策定等の義務付けについて

・浸水区域・土砂災害危険区域の詳細な情報はホームページ「浸水ナビ」で検索確認してください
浸水ナビホームページ（https://suiboumap.gsi.go.jp/）
・避難確保計画の作成の手引き、ひな形について長野市ホームページに掲載しています

②提出書類

- 避難確保計画
- 訓練実施報告書（避難確保計画チェックリストを添付すること）

③提出時期

- 避難確保計画については、新たに作成又は変更した場合
- 訓練実施報告書については、訓練実施後の毎年度３月31日まで